

平成30年度パソコン等ヘルプデスク業務委託に係る入札説明書

宮崎県が行う平成30年度パソコン等ヘルプデスク業務の委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記8に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 平成30年6月19日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務件名 平成30年度パソコン等ヘルプデスク業務

(2) 履行期間 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(3) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 委託業務の内容 別添の「パソコン等ヘルプデスク業務委託仕様書」のとおり。

4 契約に係る特約事項

この競争入札に係る契約は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第6号の規定による契約であり、契約の締結日の属する年度の翌年度において契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、契約を解除するものとする。県は、契約の解除によって生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。

5 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 入札の日までに、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録された者で、営業種目が「T電算業務」に登録された者又は営業種目が「Uその他」で種目が「その他」に登録された者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課
電話番号0985(26)7045
- (2) 期間 平成30年6月19日から平成30年6月26日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明書の交付

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課
- (2) 期間 平成30年6月19日から平成30年6月26日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

8 入札に関する質問

仕様書に質疑がある場合は、平成30年6月22日午後5時までに（厳守）、下記へ電子メールで問い合わせること（電話等での問い合わせには回答しない。）。問い合わせに当たっては、業者名、問い合わせ者の氏名・所属・電子メールアドレスを必ず明記すること。

問い合わせ先：宮崎県総合政策部情報政策課
電子メールアドレス：johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

9 入札及び開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式2による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の場所及び日時
 - ア 場所 宮崎県庁附属棟302号室
 - イ 日時 平成30年6月27日午前10時
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 入札の効力

次のアからキのいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - エ 入札書の表記金額を訂正した入札

- オ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- カ 入札条件に違反した入札
- キ 連合その他不正の行為があった入札

(8) 落札候補者の決定

- ア 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札候補者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- ウ 開札をした場合において、落札候補者がいない場合は再度の入札を行う。
- エ 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

10 競争入札参加資格申請書の提出

落札候補者は、以下のとおり入札参加要件を満たしていることを証する書類を提出する。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合には、提出を求めないことがある。

- (1) 提出期限 平成30年6月28日午後5時（厳守）
- (2) 提出先 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県総合政策部 情報政策課
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- (4) 書式等 別紙様式1のとおり
添付が必要な書類 競争入札参加資格者名簿に登載された際の資格審査結果通知書の写し
- (5) 申請書の審査

落札候補者が、入札参加資格を満たしているか否かを審査する。県が必要と認めた場合には、提出書類の修正を求める場合がある。提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、落札候補者のした入札は無効とする。

資格確認は、申請書が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

11 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあつては、落札決定通知書（別紙様式4）を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がないとした場合（10のただし書きにおいて申請書の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式5。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

12 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受領した者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。

- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に13の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書(別紙様式6)により当該他の落札候補者に通知する。

13 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者(以下「失格者」という。)以外の同価入札者が2者以上いる場合にあつては、当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあつては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあつては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に11の(3)に規定する通知を行った日から行う。ただし、当該失格者から12の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は10の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約実績の提出

過去2箇年の間に国又は地方公共団体と締結した委託契約がある場合は、その契約年月日、契約相手方、委託業務の種類、契約金額を記載した資料を9の(1)の申請書と併せて提出すること。様式については、任意とする。(宮崎県総合政策部情報政策課との契約実績については、提出不要)

なお、実績については、申請を行う支社、支店、営業所等に限らず、本社や他の支社等で締結した契約を含む。

15 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課

電話番号0985(26)7045

16 その他

今回の応札に関する経費はすべて業者負担とし、また、提出された書類は全て返還しないものとする。